

内郷地区まちづくり計画を策定

魅力あるまちを目指して

地区まちづくり計画とは

本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた「市都市計画マスタープラン」に基づき、地域特有の資源を有効に活用しながら、きめ細やかなまちづくりを推進するため、より詳細な具体性の高い計画を、地区ご



今年で60回目を迎えるいわき回転櫓盆踊大会

とに定めたものです。
協働作業によるまちづくり

平成二十四年六月に、内郷まちづくり市民会議と市において「内郷地区まちづくり計画策定に関するパートナーシップ協定」を締結し、昨年三月には同市民会議が、内郷地区のあるべき姿やその実現に向けた行動方針などを取りまとめた、市民提案として「内郷地区グランドデザイン」を策定しました。

市は、グランドデザインを十分に尊重するとともに、同市民会議と意見交換を重ね、今回、内郷地区まちづくり計画を策定しました。今後は、本計画の着実な推進を図るため、地域の皆さんとの適切な役割分担のもと協働により、よりよいまちづくりの実現に取り組んでいきます。



計画の実現に向けて

本計画の具現化に向けて、

宝の郷

内郷地区は、国宝白水阿弥陀堂などの価値ある歴史遺産に加え、常磐炭田の中心地として栄えた経緯から、多くの産業遺構を有するほか、回転櫓盆踊大会などの文化、鉱泉やホテル、サンショウウオ等が息づく自然環境、医療や保健・福祉の広域拠点施設など、まちづくりの資源が豊富にある地区です。これらの資源を地区の「宝」と捉え、市民相互、市民協働により「宝」が輝きを増し、その輝きを誇れるようなまちを目指していきます。

地区の特性を活かしたまちづくりの目標

市街地ゾーン	郊外ゾーン	山里ゾーン
東部地区(市街化区域) ◎活気とにぎわいのある「内郷センター地区」の形成 ◎便利で機能的な道路交通環境の形成 ◎保健・医療・福祉の拠点機能の強化 ◎コンパクトな市街地形成と良好な土地利用	中部地区(市街化調整区域) ◎里山や河川などの自然環境・景観の保全 ◎郊外の適正な土地利用と生活環境づくり ◎歴史資源を活かした観光魅力の増大 ◎道路交通環境の改善整備	西部地区(都市計画区域外) ◎豊かな自然環境の保全と継承 ◎山林や川の環境の有効活用 ◎山里での生活環境の向上 ◎農林業など自然を活かした産業の振興



特に先導効果の高いテーマや事業等を優先し、重点的に取り組んでいきます。
▼歴史資源の保存管理と歴史文化景観の保全
重要な歴史資源である「弥勒沢炭鉱資料館」の施設改善や、さまざまな歴史資料の保存および文化イベントなど、複合的な活用を図る観光的活用施設の設置について検討します。
また、地区内の歴史文化資源として価値のあるものについては、その景観を改変せずに、保全のための必要な措置を講じていきます。
▼内郷駅周辺での交流拠点機能形成
内郷駅周辺に、商業施設をはじめ、人や情報が集まる交流拠点施設の立地および集積を、市民の皆さんや企業などの協力体制により推進します。



多くの産業遺構を有する内郷地区

お問い合わせ
都市計画課計画係
☎22・7511

市災害公営住宅入居者を募集

8月21日(木)から29日(金)まで申し込み受け付けを実施

市が整備する災害公営住宅入居者の二次募集を実施した結果、空き住戸が発生している団地があることから、次のとおり二次募集を行います。

募集団地の概要

- ▼団地名 ①内郷雇用促進住宅団地(内郷地区)
- ②勿来関田団地(勿来地区)
- ▼住宅形態 集合住宅
- ▼募集戸数 ①1140戸(3DK) ②112戸(3LDK)
- ▼入居開始予定 ①11平成27年10月、28年3月 ②11平成27年11月

※この他に、車いす用の住宅(7戸)もありますので、希望される方はご相談ください。

申し込みできる方

次の(1)または(2)に該当する方を対象とします。

なお、(2)の方については、(1)の方を優先的に選考した後に、選考します。
(1)震災により住宅を滅失した方
(2)震災復興事業により住宅を解体し移転する方

※(1)(2)ともに、その他の該当要件があるほか、世帯員の取り扱いについてもこれまでの募集から変更となっておりますので、住宅課または受付窓口にお問い合わせください。

申込方法

- ▼受付窓口 本庁舎1階特設窓口、小名浜・勿来・常磐・四倉支所の経済土木課
- ※申請書類は、受付窓口や市ホームページからも入手できます。
- ▼受付期間 8月21日(木)～29日(金)(土・日曜日を除く平日の9時～17時)

選考の方法

市災害公営住宅入居選考基準に基づく採点を行い、その点数の高い順に入居者を決定します。
また、部屋の指定は、選考基準に基づく点数が高い世帯から、申込書の内容を考慮し指定します。

家賃の減免

管理開始から3年間は50%、4・5年目は25%家賃を減免します(ただし、入居開始から4年目以降は、「収入超過者」となる方を除きます)。
なお、震災復興土地区画整理事業などにより、住宅を解体し移転する方は、本減免の対象とはなりません。

お問い合わせ
住宅課入居係
☎22・7497

被災された市民の方を優先とする分譲集合住宅の案内を開始

都市復興推進課市街地整備係 ☎22-1276

東日本大震災の影響による、市内の住宅・宅地不足解消を目的として、復興交付金を活用した国の「優良建築物等整備事業」の制度に基づき建設される、分譲集合住宅(分譲マンション)の案内を開始します。

この分譲集合住宅は、被災された市民の方などが優先して入居できるよう、優先順位に基づき抽選を行います。

詳しくは、次のお問い合わせ先にご連絡ください。

- ▶物件所在地 平字堂根町2番地1ほか
- ▶案内開始日 8月2日(土)
- ▶お問い合わせ先 デュオヒルズいわき ザ・レジデンス マンションギャラリー (☎0120-700-044、10時～18時)

生活再建相談会などの参加者募集

ふるさと再生課被災者支援グループ ☎22-7437

○住まいと暮らしの再建相談会

- ▶とき 8月30日(土) 10時～16時30分
- ▶ところ 小名浜公民館
- ▶募集定員 9組(応募多数の場合は抽選)

○生活再建ライフプランセミナー

～住宅取得と贈与・相続を学ぼう!～

- ▶とき 9月20日(土) 10時～正午
- ▶ところ 市文化センター
- ▶募集定員 30人(応募多数の場合は抽選)

○案内(共通)

- ▶対象 震災により生活への影響があった市民の方
- ▶申込方法 事前に同課へ☎で
- ▶申込期限 各開催日の3日前まで

